

佐久広域連合告示第2号

平成28年佐久広域連合議会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成28年6月20日

佐久広域連合

広域連合長 柳 田 清 二

1 期 日 平成28年6月30日（木）午後1時30分

2 場 所 佐久広域連合議場（講堂）

○応招・不応招議員

応招議員（21名）

1番	相原久男君	2番	林稔君
3番	柏木今朝男君	4番	小林貴幸君
5番	井出節夫君	6番	菊原初男君
7番	市川稔宣君	8番	神津正君
9番	竹花美幸君	10番	鷹野雄之助君
11番	渡邊光君	12番	嶋崎稔夫君
13番	篠原光一君	14番	木次孝茂君
15番	浅井正昭君	16番	高見澤春野君
17番	内堀次雄君	19番	古越弘君
20番	池田健一郎君	21番	土屋春江君
22番	田中三江君		

不応招議員（1名）

18番	市村守君
-----	------

平成28年佐久広域連合議会第2回定例会

平成28年6月30日（木曜日）

議事日程（第2号）

開会宣告

諸般の報告

新代表副広域連合長紹介

第 1 会議録署名議員指名

第 2 会期決定

第 3 議案上程、連合長招集あいさつ、議案総括説明

議案第 16号 専決処分の報告について

議案第 17号 水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ-A型）の購入について

第 4 一般質問

第 5 議案質疑・討論・採決

第 6 議案委員会付託

（休憩）

第 7 付託議案の委員長報告、質疑・討論・採決

第 8 閉会宣告

出席議員（21名）

1番	相原久男君	2番	林稔君
3番	柏木今朝男君	4番	小林貴幸君
5番	井出節夫君	6番	菊原初男君
7番	市川稔宣君	8番	神津正君
9番	竹花美幸君	10番	鷹野雄之助君
11番	渡邊光君	12番	嶋崎稔夫君
13番	篠原光一君	14番	木次孝茂君
15番	浅井正昭君	16番	高見澤春野君
17番	内堀次雄君	19番	古越弘君
20番	池田健一郎君	21番	土屋春江君
22番	田中三江君		

欠席議員（1名）

18番 市村守君

説明のため出席した者

広域連合長 (佐久市長)	柳田清二君	代表 副広域連合長 (小諸市長)	小泉俊博君
代表 副広域連合長 (川上村長)	藤原忠彦君	代表 副広域連合長 (御代田町長)	茂木祐司君
副広域連合長 (小海町長)	新井寿一君	副広域連合長 (南牧村長)	大村公之助君
副広域連合長 (南相木村長)	中島則保君	副広域連合長 (北相木村長)	井出高明君
副広域連合長 (佐久穂町長)	佐々木定男君	副広域連合長 (軽井沢町長)	藤巻進君
副広域連合長 (立科町長)	米村匡人君	監査委員	佐藤勝美君
会計管理者	大森一君	事務局長	峯村厚良君
消防長	小平学君	福祉課長	木次洋史君
勝間園所長	菊原秀浩君	清和寮寮長	長田英典君
消防次長	柴崎好広君	総務課長	野村秀俊君
予防課長	藤巻春雄君	通信指令課長	三井利幸君
食肉流通 センター管理係長	中澤正君		

議会事務局

事務局次長	清水哲也	庶務係長	関口直司
-------	------	------	------

◎開会宣告

(午後 1時31分)

○議長(相原久男君) それでは、これより平成28年佐久広域連合議会第2回定例会を開会いたします。

なお、議場はクールビズ対応でお願いいたします。

現在までの出席議員は21名であります。定足数を超過しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、18番、市村守君から所用のため、本日の会議に欠席する旨の届けが提出されておりますので、御承知願います。

例月出納検査結果報告書が提出され、お手元に配付してありますので、ご覧願います。

◎傍聴及び報道許可

○議長(相原久男君) 本会議傍聴の申し込みがございますので、これを許可してあります。また、報道機関及び広報取材のための申し込みがあり、これを許可してありますので、御承知願います。

◎諸般の報告

○議長(相原久男君) 諸般の報告を行います。

お諮りいたします。本件につきましてはお手元に配付してありますので、ご覧願うこととし、朗読は省略いたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(相原久男君) 御異議なしと認めます。

よって、朗読は省略いたします。

◎新代表副広域連合長紹介

○議長(相原久男君) 次に、新代表副広域連合長を紹介いたします。連合長から発言を求められておりますので、これを許します。

連合長、柳田君。

[広域連合長 柳田清二君登壇]

○連合長(柳田清二君) 皆さん、こんにちは。

新代表副広域連合長の御紹介を申し上げます。

去る4月3日告示の小諸市長選挙におきまして、見事初当選を果たされました小泉俊博さんであ

ります。御紹介を申し上げますとともに、心よりお祝いを申し上げます。

次に、北佐久郡から選出をされております代表副広域連合長につきましては、北佐久郡の申し合わせによりまして、本年4月1日付で、茂木祐司御代田町町長さんが選出をされておりますので、御紹介を申し上げます。

○議長（相原久男君） 続いて、新代表副広域連合長から御挨拶をお願いいたします。

小諸市長、小泉俊博君、登壇願います。

〔副広域連合長 小泉俊博君登壇〕

○代表副広域連合長（小泉俊博君） 皆さん、こんにちは。

このたび、代表副広域連合長になりました小泉俊博でございます。4月19日から小諸市長に就任しております。不慣れではございますが、皆様方には御指導賜りたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（相原久男君） 御代田町町長、茂木祐司君、登壇願います。

〔副広域連合長 茂木祐司君登壇〕

○代表副広域連合長（茂木祐司君） 皆さん、こんにちは。

北佐久の行政連絡協議会の持ち回りということで、1年間、代表副連合長を務めさせていただきます。お世話になります。よろしくお願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長（相原久男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、12番、嶋崎稔夫君、15番、浅井正昭君の2名を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議長（相原久男君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、6月8日に議会運営委員会が開かれ、御協議願っておりますので、その結果を委員長から報告願います。

議会運営委員長、林君。

〔議会運営委員長 林 稔君登壇〕

○議会運営委員長（林 稔君） 議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月8日、佐久広域連合議会第2回定例会の会期及び日程等について、議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果を報告いたします。

本定例会に提出されます議案は、専決処分報告1件、事件案1件の計2件であります。

一般質問の通告者は2名であります。また、議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであ

ります。

会期につきましては、皆さんの御協力を得まして、本日1日間といたしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

以上、議会運営委員会の会議結果につきまして、御報告いたします。

○議長（相原久男君） お諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間といたしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案の上程

○議長（相原久男君） 日程第3 議案の上程をいたします。

連合長から、専決処分報告1件、事件案1件の計2件が提出されております。

議案第16号及び議案第17号の2件を一括上程いたします。

次に、連合長から、招集挨拶並びに議案の総括説明を求めます。

連合長、柳田君。

〔広域連合長 柳田清二君登壇〕

○連合長（柳田清二君） 招集の御挨拶を申し上げます。

本日、平成28年佐久広域連合第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、定刻に御参集いただき、議会が開会できましたこと、厚く御礼を申し上げます。

それでは、議案の総括説明を申し上げます前に、佐久広域連合を取り巻く最近の情勢並びに運営状況について申し上げます。

まず、G7交通大臣会合について申し上げます。

5月26日から27日に開催されましたG7伊勢志摩サミットが無事閉幕したところでございます。既に御案内のとおり、9月24日から25日には、軽井沢町において、G7交通大臣会合の開催が予定されております。この機会を捉え、佐久地域が持つ強みや価値を広く世界に発信していきたいと考えておりますので、引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、佐久市及び広域連合が建設を要望しておりました長野県立武道館について申し上げます。

長野県立武道館建設につきましては、平成26年7月、県内の武道団体で構成する長野県武道連絡協議会が建設候補地を佐久市と決定したことから、同年11月、広域連合として長野県議会議長に陳情を、長野県知事、長野県教育長に要望書を提出し、長野県立武道館の早期建設と佐久市に設

置することを強く要望してまいりました。本年2月には、県教育委員会定例会において、「佐久市の提案を中心に建設予定地を検討する」とする方向性が示され、5月27日に県立武道館を佐久市に建設し、平成31年度中の供用開始を目指すこととする基本構想を県が決定しました。

これまでの活動が実を結び、佐久地域に県立武道館が建設されることになったことにつきまして、議員の皆様をはじめとする関係者各位に感謝申し上げますとともに、この武道館を拠点として、佐久地域のみならず、県下全体の青少年の健全育成や武道の振興が一層図られることを望むものでございます。

また、圏域全体での取り組みをお願いしてまいりました佐久市長といたしましても、この場をお借りいたしまして、御礼を申し上げる次第でございます。まことにありがとうございます。

次に、佐久広域連合の運営状況等につきまして、3点申し上げます。

まず、1点目として、消防業務について申し上げます。

指令業務につきましては、平成27年度から消防本部に一元化した高機能消防指令センターの整備によりまして、発信地表示システムによる119番通報受け付けから出動までの指令管制業務、車両動態管理システムによる車両編成など、迅速で的確な隊編成と消防活動が遂行できるようになりました。

システム機能の大きな有効活用事例といたしまして、今年1月15日深夜に発生をいたしました「軽井沢町碓氷バイパスにおける大型観光バス横転事故」の際、導入いたしました位置情報通知システムにより、通報者からの携帯電話のGPS機能を利用した発信地表示により、事故現場を半径30メートル程度にまで絞り込むことができたため、素早い一斉出動指令を行うことができ、初動にも生かされた大変有効な事案でありました。

しかし、一方で多数の負傷者が発生し、教訓としなければならない課題もございました。特に、局地で発生した事故に対して、病院側も通常の体制では対応できないため、非常時体制への切りかえが必要となります。これにつきましては、佐久保健福祉事務所が中心となり、協議、6月1日から負傷者10人以上発生の場合、消防から病院へ連絡を入れることにより、病院側が対応の準備を始めることで合意を得ているところでございます。また、9月24日、25日に軽井沢町で開催されるG7交通大臣会合につきましては、消防特別警戒基本計画を策定し、5月30日、消防本部に消防特別警戒本部、軽井沢消防署に現地対策本部を設置し、警戒態勢の強化を図っております。

現在は、火災等の災害を未然に防止するため、警戒重点区域の防火対象物並びに危険物施設等への消防特別査察を実施しており、防火管理体制を強化し、事故防止対策の徹底と会合会場を利用する関係者の安心、安全に努めてまいります。

次に、昨年度の出動状況でございますが、火災出動は98件で、前年度と比較しますと40件の減少であります。減少した要因としましては、昨年の2月中旬から3月中旬の降水量が平年に比べて多く、火入れやたき火から枯れ草へ延焼する火災が減少いたしました。さらに、消防署、消防団

等の火災予防広報活動の成果により、建物火災が減少したことによるものでございます。

救急出動件数につきましては、1万89件で過去最高の件数を記録し、佐久広域消防本部始まって以来、初めて1万件を突破いたしました。救急出動は、高齢化社会の影響を受け、今後も伸び続けると推測されます。佐久広域消防本部といたしまして、救急車の適正利用について普及啓発を行うとともに、関係機関と協議を行い円滑な収容を目指してまいります。

2点目に、食肉流通センターの運営状況について申し上げます。

平成27年度の処理頭数の状況でございますが、小動物換算で3万5,500頭、前年度と比べて約6,200頭の増であり、平成26年度に猛威をふるった豚流行性下痢（PED）発生以前の平成25年度処理実績に回復をいたしました。運営につきましては、引き続き、佐久広域食肉流通センター中長期計画に基づきまして、経費の削減、稼働率の向上に努めてまいります。

3点目に、4月から供用を開始いたしました、佐久平斎場について申し上げます。

佐久平斎場の管理運営につきましては、事務委託により佐久広域連合が行っておりますが、年度当初の4月1日から供用を開始し、3カ月が経過するところでございます。これまでの間、大過なく順調に運営できましたのも、地域住民の皆様、構成市町村、議会並びに議員の皆様の御理解、御協力の賜物と、厚く感謝を申し上げます。

供用開始前の3月に開催された内覧会には、大勢の皆様がお越しになられ、改めて、佐久平斎場に対する圏域住民の皆様の期待の大きさを感じたところでございます。その期待に応えるべく、今後も引き続き、利用者の利便性に配慮し、人生終えんの場にふさわしい管理運営を行い、厳粛のうちにも快適に、安心して御利用いただける施設となりますよう努めてまいりたいと考えております。

それでは、引き続きまして、議案の総括説明を申し上げます。

本日、定例会に提案いたしました議案は、専決処分報告1件、事件案1件、あわせて2件であります。

初めに、専決処分報告について申し上げます。これは、平成27年度の一般会計と5特別会計を、本年3月31日付で専決処分したことについて、議会に報告し、承認をお願いするものであり、一般会計と5特別会計の専決処分による補正予算額は、9,503万2,000円を増額し、総額を41億3,471万5,000円としようとするものであります。

次に、事件案について申し上げます。これは、北部消防署に配備いたします、水槽付消防ポンプ自動車の購入について物品売買契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、議案の概要につきまして申し上げますが、詳細につきましては、事務局長、消防長より説明を申し上げますので、よろしく御審議をお願いを申し上げ、総括説明といたします。

◎議案第16号の説明

○議長（相原久男君） 議案第16号 専決処分の報告について、説明を求めます。

事務局長、峯村君。

[事務局長 峯村厚良君登壇]

○事務局長（峯村厚良君） 議案第16号 専決処分報告につきまして、御説明を申し上げます。

本報告は、平成27年度佐久広域連合一般会計及び5つの特別会計の補正予算を、地方自治法第179条の第1項の規定により、3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

いずれの改定も、歳入の確定及び事業費の確定等に伴う精算的意味合いの補正予算でありまして、平成27年度の最終補正予算でございます。

なお、一般会計及び消防特別会計の主な財源は、組織市町村からの分担金でございますので、年度末の市町村分担金の最終調整につきましては、一旦財政調整基金に積み立て、翌年度予算において市町村分担金との精算を行おうとするものでございます。

それでは、各会計ごとに補正内容の御説明を申し上げます。

初めに、平成27年度佐久広域連合一般会計補正予算第5号につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ398万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億9,425万円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

款2 使用料及び手数料の補正額315万2,000円の減額は、火葬場使用料及び霊柩車使用料の確定によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

款3 県支出金94万3,000円の減額は、地域発元気づくり支援金補助金の確定によるものでございます。

款5 諸収入7万6,000円の増額は、広報佐久広域の広告掲載料の確定によるものでございます。

7ページ、款7 財産収入55万8,000円の増額は、県事業であります火山砂防事業により豊里苑の土地の一部を売却したことによる収入増でございます。

8ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

款1の議会費から款5の教育費までのいずれの款も、事業費の確定に伴う精算的補正でございます。

款1の議会費は55万9,000円を減額し、補正後の額を205万1,000円とするものでありまして、議会運営費の確定によるものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、3,268万3,000円を増額し、補正後の額を1億5,647万2,000円とするものでありまして、給与費をはじめ、事務費の確定による減額のほか、財政調整基金積み立てによる増額でございます。

12ページ中段の説明欄をご覧いただきたいと思っております。

節25積立金3,588万3,000円は、歳入の増額及び歳出の不用額を、年度間調整のため、一旦財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、目2企画費は、158万7,000円を減額し、補正後の額を1,669万8,000円とするものでありまして、地域発元気づくり支援金事業費の確定によるものでございます。

1枚おめくりをいただき、15ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1介護認定審査会費は143万5,000円を減額し、補正後の額を7,522万6,000円とするものでございます。

右の説明欄中段のとおり、主には介護認定審査会運営費における委員報酬の減額等、事業費の確定によるものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。

目2障害支援区分認定審査会費は61万円を減額し、補正後の額を821万2,000円とするものでありまして、説明欄のとおり障害支援区分認定審査会における給与費ほか、運営費の確定によるものでございます。

次に、17ページ、目3成年後見支援センター運営費は、96万5,000円を減額し、補正後の額を1,631万5,000円とするものでありまして、成年後見支援センターにおける給与費ほか、運営費の確定によるものでございます。

次に19ページをお願いいたします。

目4障害者相談支援センター運営費は、27万2,000円を減額し、補正後の額を3,354万8,000円にするものでありまして、障害者相談支援センターにおける給与費ほか、運営費の確定によるものでございます。

次に、21ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1火葬場費は、784万4,000円を減額し、補正後の額を7,181万9,000円とするものでありまして、管理運営事業費のうち、主には22ページ、節13霊柩業務委託料等の確定によるものでございます。

続きまして、23ページ、目3食肉流通センター会計繰出金は、1,488万7,000円を減額し、補正後の額を7,644万3,000円とするものでありまして、事業費の確定によるもの

でございます。

次に、款5教育費、項1社会教育費、目1視聴覚ライブラリー費は、49万5,000円を減額し、補正後の額を426万4,000円とするものでありまして、運営費の確定によるものでございます。

一般会計補正予算（第5号）につきましては、以上でございます。

次に、平成27年度佐久広域消防特別会計補正予算（第4号）につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,206万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ21億5,630万9,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、4ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

5ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。

款1分担金及び負担金の項1分担金1億650万3,000円の増額及び項2負担金72万9,000円の増額は、市町村分担金及び消防防災航空隊派遣職員負担金の額の確定によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

款2使用料及び手数料61万3,000円の増額は、危険物等許可手数料等の確定によるものでございます。

款4財産収入のうち、項2財産売払収入293万4,000円の増額は、旧消防本部にありましたはしご車の車庫売却代金の確定によるものでございます。

次に、7ページの款7諸収入128万2,000円の増額は、主には落雷による建物総合損害共済金及び太陽光発電売電料等の確定によるものでございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

款1消防本部費、項1消防本部費、目1常備消防費は、1億3,353万4,000円を増額し、補正後の額を4億6,437万6,000円とするものでございます。

主な要因につきまして、11ページをお願いいたします。

説明欄の下段に、節25積立金1億4,053万9,000円とあります。これは、一般会計と同様で、歳入の増額及び各款の歳出不用額を、年度間調整のため、一旦財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

款2消防署費、項1小諸消防署費、目1常備消防費は、257万8,000円を減額し、補正後の額を3億739万7,000円とするものでございます。

17ページをお願いいたします。

佐久消防署費の常備消防費は、347万2,000円を減額し、補正後の額を2億6,234万6,000円とするものでございます。

19ページをお願いいたします。

軽井沢消防署費の常備消防費は、136万2,000円を減額し、補正後の額を2億2,560万6,000円とするものでございます。

22ページをお願いいたします。

北部消防署費の常備消防費は、692万9,000円を減額し、補正後の額を2億710万2,000円とするものでございます。主な補正内容は、24ページをお願いいたします。説明欄の下段にあります北部消防署庁舎整備事業費の確定によるものでございます。

続いて25ページ、川西消防署費の常備消防費は、237万8,000円を減額し、補正後の額を2億5,397万7,000円とするものでございます。

次に、28ページをお願いいたします。

南部消防署費の常備消防費は、288万2,000円を減額し、補正後の額を2億5,924万5,000円とするものでございます。

続いて、31ページをお願いいたします。

御代田消防署費の常備消防費は、187万3,000円を減額し、補正後の額を1億6,284万4,000円とするものでございます。

以上、歳出においては、消防本部費及び消防署費ともに、主に給与費、一般管理費等の確定に伴う精算的補正でございます。広域消防特別会計補正予算（第4号）につきましては、以上でございます。

次に、平成27年度佐久広域養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,736万5,000円とするものでございます。なお、この特別会計は、養護老人ホーム勝間園によるものであります。主な補正内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。

分担金及び負担金70万円の増額は、措置費負担金及び市町村負担金の確定によるものでございます。

款2サービス収入の、項1介護給付費収入及び項2自己負担金収入の補正は、それぞれのサービス収入額の確定によるものでございます。

次に、5ページの下段、款8諸収入のうち、項2雑入24万7,000円の増額について、6ページをお願いいたします。説明欄中段にありますとおり、自動販売機取扱手数料等の確定によるものでございます。

続きまして、7ページ、歳出について申し上げます。

款1民生費、項1社会福祉施設費、目1総務費は、904万1,000円を増額し、補正後の額を1億639万1,000円とするものでございます。養護老人ホームの給与費及び一般管理費の確定に伴うものでございます。

9ページをお願いいたします。

主には、説明欄の節25財政調整基金積立金の増額でございます。

続く目2施設費713万9,000円の減額及び11ページの目3訪問介護事業費86万5,000円の減額、13ページのみ4居宅支援事業費15万3,000円の減額は、それぞれ給与費及び運営費の確定に伴うものでございます。

養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）につきましては、以上でございます。

次に、平成27年度佐久広域特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,177万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ9億140万7,000円とするものでございます。この会計は、勝間園、美ノ輪荘、豊昇園、塩名田苑、以上4施設における特別養護老人ホームの特別会計であります。主な補正内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により順次御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。

款1サービス収入、項1介護給付費収入のうち、目1施設介護サービス費収入197万1,000円の増額及び目2居宅介護サービス費収入424万7,000円の増額は、それぞれの事業収入額の確定によるものでございます。

5ページの項2自己負担金収入のうち、目1施設介護サービス自己負担金収入867万4,000円の増額及び目2居宅介護サービス自己負担金収入206万9,000円の増額も、それぞれのサービス収入額の確定によるものでございます。

6ページをお願いいたします。

款4繰入金2,914万9,000円の減額は、事業費等の確定により財政調整基金繰入金の組み戻しによるものでございます。

7ページ下段、款6諸収入、項2雑入42万6,000円の増額は、勝間園ほか3施設における利用者預り金管理費等の確定によるものでございます。

10ページをお願いをいたします。歳出について申し上げます。

款1民生費、項1勝間園社会福祉施設費、目1施設介護サービス事業費は、540万9,000円を増額し、補正後の額を2億6,744万2,000円とするものでありまして、給与費及び施設運営費の確定によるものでございます。

13ページをお願いをいたします。

上段の説明欄、節25積立金1,199万9,000円を増額は、歳入の増額及び歳出の不用額を、今後の財政事情に備えて財政調整基金に積み立てるものでございます。

続いて、項2美ノ輪荘社会福祉施設費626万3,000円の減額は、勝間園同様、給与費及び施設運営費の確定によるものでございます。

次に、17ページをお願いをいたします。

項3豊昇園社会福祉施設費594万円の減額も同様で、給与費及び施設運営費の確定によるものでございます。

20ページをお願いをいたします。

項4塩名田苑社会福祉施設費498万円の減額も同様で、給与費及び施設運営費の確定によるものでございます。

特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第3号）につきましては、以上でございます。

続きまして、平成27年度佐久広域救護施設特別会計補正予算（第3号）につきましては、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いをいたします。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億2,032万3,000円とするものでございます。この特別会計は、生活保護法に基づく救護施設清和寮によるものであります。主な補正内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

4ページをお願いをいたします。歳入について申し上げます。

款1分担金及び負担金127万1,000円を増額は、事務費、保護費に係る県・市負担金及び自己負担金の確定によるものでございます。

款2県支出金の増額及び款3財産収入から款7諸収入までの減額につきましては、それぞれ収入額の確定によるものでございます。

6ページをお願いをいたします。歳出について申し上げます。

款1民生費、項1社会福祉施設費、目1総務費516万9,000円を増額は、給与費、一般管理費の確定によるものでございます。

8ページをお願いをいたします。

説明欄、節25積立金770万1,000円を増額は、歳入の増額及び歳出の不用額を、今後の

財政事情に備えて財政調整基金に積み立てるものでございます。

次に、目2施設費391万2,000円の減額は、施設運営費の確定によるものでございます。救護施設特別会計補正予算（第3号）につきましては、以上でございます。

最後になりますけれども、平成27年度佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,137万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億3,506万1,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、3ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書により説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。歳入について申し上げます。

款1使用料及び手数料351万2,000円の増額は、センター使用料の確定等によるものでございます。

款3繰入金1,488万7,000円の減額は、使用料及び運営事業費の確定によるものでございます。

続いて、5ページをお願いいたします。歳出について申し上げます。

款1衛生費1,137万5,000円の減額は、給与費及び運営事業費の確定に伴うものでございます。

以上、平成27年度一般会計及び5つの特別会計の専決処分の内容について御説明を申し上げます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第17号の説明

○議長（相原久男君） 次に、議案第17号 水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ-A型）の購入につきまして説明を求めます。

消防長、小平君。

〔消防長 小平 学君登壇〕

○消防長（小平 学君） 議案第17号 水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ-A型）の購入につきまして、御説明を申し上げます。

議案書の5ページ及び6ページの、議案説明書をご覧いただきたいと存じます。

本案は、北部消防署に配備いたします水槽付消防ポンプ自動車の購入に伴い、契約を締結するため、議会の議決をお願いするものでございます。

この水槽付消防ポンプ自動車の購入につきましては、本年5月23日、16社による指名競争入札の結果、5,216万4,000円で佐久市小田井383番地2の株式会社コウサカ佐久出張所

(所長小林達也氏)に決定をいたしました。納入期限は、平成29年2月28日まででございます。

現在使用している水槽付消防ポンプ自動車は、平成10年の導入でありまして、18年が経過していることから更新を図りまして、火災時における迅速な消火活動により、圏域住民の皆さんの生命と財産の保護と被害の軽減を図ろうとするものでございます。

なお、水槽付消防ポンプ自動車の括弧内の「水Ⅱ」とは、積載をする水の量が2,000リットルを示すものでございます。「A型」は、ポンプ車に積載しますホースカー、いわゆる小型のリアカーみたいなものでございますが、それを除きまして、小型動力ポンプを載せた装備仕様の形式を示すものでございます。

また、物品売買仮契約書の写しを、議案書の7ページに添付をさせていただきましたので、ご覧をいただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長(相原久男君) これをもって、全議案に対する説明を終結いたします。

◎日程第4 一般質問

○議長(相原久男君) 日程第4 一般質問を行います。

一般質問の発言者は、8番神津 正君、3番柏木今朝男君の2名であります。

なお、質問は時間制限の中で行っておりますので、質問者も、答弁者も要旨を要約し、円滑な議事進行について御協力を願います。

最初に、神津 正君の質問を許します。

8番、神津 正君。

[8番 神津 正君登壇]

○8番(神津 正君) 前回の定例会において、私の地元、長土呂区にあります食肉流通センターの質問をさせていただきました。今回は、迷惑施設ではありませんけれども、佐久平新斎場について質問をさせていただきます。

長土呂区が斎場を受け入れ、オープンしましてから3カ月経過しましたが、利用者からの意見、要望、苦情等について伺います。

平成25年10月10日に、佐久市市長宛てに、長土呂区斎場建設対策委員会より要望書が提出されております。

内容につきましては、供用開始後の長土呂区民雇用対策として、NPO法人新道会より斎場周辺環境整備並びに清掃・植栽管理、喫茶コーナーの運営等の要望がなされています。

本法人は、地域住民と行政との連携を深め、事業収益の一部を区及び地域住民に貢献したいとの、

利用者の皆様におもてなしをしたいとの思いから、この業務を株式会社五輪より受託いたしました。葬祭業者に、この斎場の受け入れの条件として、売店を営業するので飲食物の持ち込み、また、営業することはやめてほしいと協力をお願いしましたが、業者からなかなか協力を得られず、全部の業者でなく一部の業者はかなり協力をしてもらえるようになりましたけれども、喫茶コーナーの売上も少なく営業にならないということで、利用者の皆様におもてなしをしたいと設計の段階から私の提案で計画しましたので、責任を感じております。

喫茶コーナーは、施設内での湯茶・コーヒーなど飲食物の販売、提供、サービスなどの行為は保健所の営業許可が必要となるため、許可を取得しました。営業するために設備の工事もしまして、テナント料も年間50万円ということで、それから水道・光熱費も支払いが発生します。

そこで（１）の質問、待合室で利用料金を、飲食物等の持ち込みなどの有無について伺います。

葬祭業者は、待合室を利用して湯茶・コーヒー・飲食物の提供を行っているが、保健所の見解では、業務の一環として飲食物の提供・営業行為は、食中毒の問題からも保健所の許可が必要であるが、葬祭業者との指導やルール、協力等のお願いについてどのようになっているのか伺います。また、飲食物等を持ち込んでサービス営業をする場合、待合室の使用料金を別途業者から請求できないかを伺います。

売店のスタッフが、朝早く湯沸かしのポットに2つずつ、7部屋に全部配置してお湯を沸かしておいて、それから後片づけもしているわけですが、これは長土呂の売店のサービスのスタッフでやってるわけですが、サービス料としてどこにも請求ができないと。それとまた、予算のないお客さんにはサービスさんがついてきませんので、売店のスタッフが、結局ボランティアでやるようになっております。どこの業者でも自由に出入りして、保健所の許可なく営業できることが公平ではなく、葬祭業者が営業するための個室の待合室になっていると思われる。

そこで、（２）の、葬祭業者から派遣されているサービスの方との間にルールが必要ではないかと思しますので、これも質問いたします。

このまま協力が得られなければ、売店の営業を継続することも難しいとのことで、雇用もできませんし、地元長土呂区が斎場を受け入れた労苦を理解されていないし、区長の意見としても、余り赤字にならない傷の浅いうちにやめたらどうかということも言うておられました。

ということで、（１）と（２）の質問の答弁お願いいたします。

以上です。

○議長（相原久男君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

事務局長、峯村君。

〔事務局長 峯村厚良君登壇〕

○事務局長（峯村厚良君） まず、御質問にお答えする前に、佐久平斎場につきましては、長土呂区をはじめとし、地元の皆様の御理解・御協力をいただくとともに、構成市町村並びに議員各位の御

支援を賜りまして、4月から無事、供用開始ができましたことに対しまして、改めてこの席から感謝を申し上げる次第でございます。

また、供用開始から3カ月が経過しましたが、これまでの間、特段大過なく順調に運営できていることにつきましても、重ねて御礼申し上げます。

それでは、佐久平斎場に対する要望・意見等についての御質問に、順次お答えをいたします。

まず、待合室の利用料金、飲食物等の持ち込みなどのルールについてでございます。

佐久平斎場の管理運営につきましては、地方自治法第252条の14第1項により、佐久市からの事務委託を受け、佐久広域連合が行っております。また、実際の火葬業務につきましては、売店営業業務を含めて、株式会社五輪に佐久広域連合から委託をしております。

御質問をいただきました売店業務につきましては、平成25年10月10日に、地元長土呂区から提出がありました要望書に基づきまして、株式会社五輪から、現在は株式会社木蓮でございますけれども、当時NPO法人新道会へ再委託をされているところでございます。

御質問の待合室の使用料につきましては、火葬場の使用料に含まれているため、利用者からいただいているというところから、斎場事業者からの徴収は行ってはおりません。さらに、施設使用料が斎場の使用申請に基づき利用者からいただいているため、利用者が依頼をしたお手伝いさんなどからも使用料の徴収を行うことはございません。

また、飲食物等の持ち込みにつきましては、それ自体を規制することは大変難しく、基本的に利用者の判断になりますことから、受託事業者であります株式会社五輪、売店事業者であります株式会社木蓮及び葬祭事業者との話し合いの場を設ける中で、一定のルールづくりが図られることが肝要ではないかというふうに考えます。

佐久平斎場における葬祭事業サービス担当者とのルールにつきましても同様でありまして、株式会社五輪、株式会社木蓮、葬祭事業者、そして、必要な場合にはサービス担当者を交えた中での話し合いを行うことにより、一定のルールづくりを行っていただく必要があろうかというふうに考えます。

いずれにいたしましても、佐久広域連合としても、業務委託者としての立場におきまして、引き続き利用者との利便性を高めるため、関係事業者間の調整を図るなど、適切な施設管理に努めてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（相原久男君） 8番、神津君、再質問はよろしいですか。

○8番（神津 正君） 先般、私の知り合いの方が何人か葬儀がありましたので、葬祭業者の請求書を見させていただきました。灰寄法要を60人程度で、大体200万円程度の請求金額でございました。このほかに、お寺さんに別途100万円近く支払うということで、300万円という金額を

高いと思うか、安いと感じる方はいないと思いますけれども、この請求金額の中にサービス料として大体3万円から4万円の請求が出てるんですけども、このサービス料というのは、斎場で利用者にお茶をついだり、インスタントのコーヒーをサービスしたりという請求だそうです。そこに斎場の飲食代が加算されると、火葬料金も高いということで、二重に取られているというような、利用者のところに結構トラブルがあるようですので、本当に深い悲しみの中にうち沈んでいるところに追い打ちをかけるように高額な請求書が届きますので、本当に葬儀代をためておかないと死ぬこともできないような、余りにも高額な金額で、残された方が本当に気の毒でありまして、いつのころから葬儀に多額の費用がかかるようになったのかわかりませんが、社会福祉協議会や公民館の中で生活改善を呼びかけて、生活改善されているところは香典が千円になったということだけで、余り改善されておられません。葬祭業者やお寺さんに改善をしてもらわなければ、なかなか改善されません。

これは提案ですけども、お金があるなしにかかわらず、広域の分担金の中からコーヒー代ぐらいは利用者にサービスできないでしょうかということ、それにより仏壇におもてなしができ、気分よく故人を見送ることができると思います。

それと、家族葬のできる多目的室があるわけですけども、いまだに利用されないと聞きました。2時間6,000円で利用できます。灰寄法要は待合室を使用できますので、本当に安くできると思いますので、ぜひ皆さんもPRをしていただきたいと思います。

これは提案ですので、答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（相原久男君） ただいまの質問に対して、答弁を求めます。よろしいですか。

○8番（神津 正君） もしできれば、答弁お願いしたいと思います。

それから、葬祭業者の皆さん、協力している業者もおりますけれども、要するに個室でのサービスになりますので、しっかりとサービス料を取っているということは、葬祭業務の一環として業をしているわけですので、こちらとすれば、保健所の許可をとって、検便までしてスタッフの皆さんがきちんとやっているのに、業者の皆さんは、利用料も払わないでそこへ来て営業をのうのうとして、保健所の許可も取らないということで保健所からも指摘されていると思いますけども、その辺をしっかりと広域のほうで中に入っていただいて話し合いもしていただきたいなど、このように思います。

○議長（相原久男君） 事務局長、峯村君。

○事務局長（峯村厚良君） ただいま、神津議員さんのほうから御要望がございました。先ほど答弁申し上げましたとおり、今後、それぞれ五輪さん、それから木蓮さんと、葬祭業者間で話し合いをもつ機会を私どものほうで設定をいたしまして、その中でよりよい方向を定めていければというように考えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（相原久男君） 神津君の質問は、以上をもって終結いたします。

○議長（相原久男君） 次に、柏木今朝男君の質問を許します。

3番、柏木君。

〔3番 柏木今朝男君登壇〕

○3番（柏木今朝男君） 3番、柏木今朝男でございます。通告順に従い、質問をいたします。

1、まち・ひと・しごと創生総合戦略について。

現在の人口減少傾向を今世紀中に変えるのは無理。減ることを前向きにとらえ、世の中の仕組みを変える好機にしてほしい。これは、5月、名古屋で行われたシンポジウムでの日本創成会議、座長の増田寛也氏の言葉です。

少子高齢化の現実の中で、どのように地方を創生していくのかという根本命題に、真正面から取り組まなければならないときであり、また、言いかえれば、好機・チャンスするときであると捉えることができるということです。

我が佐久広域連合地域の市町村でも、それぞれ地域の実情に踏まえて総合戦略を策定されたことと思います。

小諸市においても、昨年10月に小諸版総合戦略が策定されました。私は、この総合戦略策定段階から思っていたことがありました。それは、このような総合戦略を市町村ごとに策定することは当然必要なことではありますが、もっと広域的な視野に立って、この根本命題に取り組むための戦略が重要ではないかと考えておりました。その折、昨年12月に、まち・ひと・しごと創生法の一部が改正となって、広域連合においても、この総合戦略の策定ができるようになったことを知り、我が広域連合においても、ぜひ策定をすべきと考え、質問をさせていただきます。

質問1、佐久広域連合においてのまち・ひと・しごと創生総合戦略策定の考え方はどうか、伺います。

2として、発達障害支援について。

2005年に発達障害者支援法が成立をしてから10年間で、障害者権利条約の署名や、障害者基本法の改正、障害を理由とした差別禁止が明示されるなど、発達障害をめぐる環境も大きく変わり、発達障害者への支援も見直す必要があることから、今年5月に、改正発達障害者支援法が参議院本会議で可決・成立をいたしました。

改正の中では、日常生活を送る上で妨げとなる社会的障壁の除去が定義されたことは大変重要なことであり、また、障害者基本法の理念にのっとり、切れ目のない支援や共生社会の実現が、法律の目的に明記されています。

発達障害は子供の問題とみなされがちですが、実は、全世代的な問題であり、児童虐待、いじめ、アルコール等の依存症、ごみ屋敷、孤独死などにも発達障害が関係をしているとみることで、解決の糸口になる場合もあると指摘をされております。本当に困っている人は、むしろ育ってくる過程

で発達障害という概念がなかった今の45歳以上だとも言われています。

このことから、乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた支援を切れ目なく行うことや、教育・福祉・医療・労働などが縦割り行政の壁を超えてスムーズに連携することも、改正の中で明記されています。また、教育現場においては、個別の教育支援計画や指導計画の作成を推進するとともに、福祉機関と情報を共有できるよう改正しています。

今回の法改正を踏まえた中で、個々に異なる特性への理解や、それに応じたきめ細かな支援をしていかなければならないと考えますが、そこで、質問1として、発達障害に対する認識と佐久広域の現状についての見解を伺います。

質問2として、国民のおよそ10人に1人は発達障害があるとも言われる中で、発達障害に早く気づき、療育につなげていくこと、診療体制の充実を図ること、これが最も大事なことでありますが、そのためには、誰もが気楽に相談できる相談支援体制や、関係機関との連携が密に図られ、一人一人の特性に応じた支援が総合的に受けられることが最も重要であり、そのための拠点施設が必要であると考えますが、この発達障害支援の拠点として、広域対応の発達障がい支援センターの設置に対する連合長の見解を伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（相原久男君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

事務局長、峯村君。

〔事務局長 峯村厚良君登壇〕

○事務局長（峯村厚良君） それでは、初めに、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の考え方についての御質問にお答えをいたします。

御質問にありました、まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、平成26年11月28日に公布された、まち・ひと・しごと創生法の中に位置づけられております。この法律は、急速な人口減少の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくために必要な施策を、総合的かつ計画的に実施していくことを目的としております。

総合戦略につきましては、同法の第2条に定める基本理念にのっとり、第8条で政府が定めるものとし、規定をされ、第9条において、県、第10条において、市町村が地方版の総合戦略を定めるよう努めなければならないと規定されておりますけれども、法律上、広域連合が総合戦略を策定することが可能か否かについては、このときには言及がされておりました。

議員さんおっしゃるように、その後、地方分権改革に関連し、広域連合による地方版総合戦略の策定等を求める提案が提出をされたことから、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についての通知が平成27年12月に一部改正をされ、広域連合、または、一部事務組合が規約に位置づけることによりまして、地方版総合戦略を策定することができるとされたところでございます。これに

よりまして、広域連合においても総合戦略を策定することが可能となりましたが、人口減少の克服は喫緊の課題であることから、既に各市町村は、昨年度までに策定をされた総合戦略に基づき、さまざまな地方創生施策を展開しているところでございます。佐久広域連合としましては、昨年度、平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画期間といたします広域計画を策定し、佐久地域の一体的な振興・発展のため、地方創生の流れや組織市町村との連携を図り、広域行政を推進することとしております。

なお、本計画に基づき、現在、各種施策の展開を図っているところでございますが、別途佐久広域連合において総合戦略を策定することについて、組織市町村の意向を踏まえた中におきまして、必要に応じ幹事会等で検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、発達障害支援についての御質問に、順次お答えをいたします。

初めに、発達障害に対する認識と佐久広域の現状についてお答えをいたします。

発達障害は、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害といった脳機能障害でありまして、通常、低年齢において発現するものと言われております。近年の調査・研究によりますと、発達障害を起因とする障害福祉サービスを利用する人の割合は、人口の0.9%から1.6%でありますけれども、発達障害の特性を部分的に持ち、日常生活の中で周囲の理解が必要となる人の割合につきましては、10%を超えるとも言われているところでございます。

こうした中、発達障害における支援の基本は、早期発見後の早期の発達支援であります。そして、保育における配慮や教育的な支援・配慮、就労の支援、地域における生活支援、権利擁護、さらには、発達障害のある方の家族に対する支援など、ライフステージに沿った一貫した継続的支援が必要であると認識しております。

次に、佐久圏域における発達障害に関する現状についてお答えをいたします。

発達障害者の数につきましては、乳幼児から成人期までの全体数を把握することはできませんけれども、長野県教育委員会が取りまとめを行った就学児童生徒の発達障害の数によりますと、年々増加をしている傾向となっております。佐久圏域における発達障害に関する相談支援につきましては、市町村の身近な相談窓口のほかに、長野県療育支援事業などで圏域に配置されております療育コーディネーター及び発達障害サポートマネージャー、そして、国・県の事業として配置をされております就業支援ワーカー、生活支援ワーカーがおりまして、佐久広域連合が設置しております障害者相談支援センターのコーディネーターとともに、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野において互いに連携をし、乳幼児から成人期まで途切れることのないよう、継続的な支援体制の確立に努めているところでございます。

次に、2点目の広域対応による発達障がい者支援センターの設置について、お答えをいたします。

発達障がい者支援センターは、発達障害者支援法に基づき、長野県が県精神保健福祉センター内

に設置をしております、市町村や障害者相談支援センター、そして、保健所などの相談機関に対して後方支援をする役割を担っているところでございます。

御質問のありました広域対応による発達障がい者支援センターの設置につきましては、第4期障害福祉計画に設置計画こそございませんけれども、この計画の中には、増加傾向にあります発達障害の子供への支援が重点施策として掲げられておりますことから、佐久圏域障害者自立支援協会とも協働をしながら、実情の把握に努めながら圏域の課題として取り組んでいく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（相原久男君） 3番、柏木君、再質問よろしいでしょうか。

○3番（柏木今朝男君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1のまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてであります、この3月に策定をされました広域計画、その冒頭の初めにこうあります。「現在、多くの行政課題に直面をしている組織市町村では、地方創生を推進しており、広域的施策の役割はこれまで以上に大きくなっています。このような状況のもと、佐久広域連合では、地方創生の流れや、組織市町村と連携を図り、佐久地域の一体的な振興・発展のため、広域行政を推進します」と考案しています。

ここに書かれているとおり、地方創生のための具体的な広域的施策を積極的に推進することは大変重要なことであるというふうに思いますけれども、見解を伺います。

○議長（相原久男君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

連合長、柳田君。

○連合長（柳田清二君） 今の柏木議員さんの話の、地方創生において広域連合としての取り組みということも可能となったわけでありまして、そういう意味では、いろんな地方公共団体としての取り組みがなされてくるのかもしれませんが。

一方で、具体的に動いてきているこの様相といたしましては、関西広域連合としても、京都の山田知事さんを中心としてそういった取り組みが、広域の観光等であろうかとお聞きしておりますけれども、活動があるようでございます。やはり、地域の11市町村の中において、そういった機運や必要性などが語られる段階においては、そういったことも必要なのかなというふうに思っております。

広域で取り組むメリットというものを見出すことも、施策によってはあるのかもしれませんが、そのような情報収集など、議員の皆さんからもそういった御提案等、機運が高まれば、そういったことの検討も必要になるのかなというふうに思っておりますけれども、現状において、11市町村がそれぞれの交付金対応、あるいは人口ビジョンから始まったの計画を進めてきているところでございますので、その推移を見る中において判断をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（相原久男君） 3番、柏木君。

○3番（柏木今朝男君） 今、連合長から、機運の高まり、また、必要性からやっていくというお話がありましたけれども、私は、せっかくこの広域連合という組織がありますので、市町村でそれぞれ策定はされておりますけれども、それとは別に、この広域連合としてこういうふうに行きたいというものを定めた中で、私は積極的にやっていく必要があるのではないかなというふうに思っています。今回質問をさせていただいておりますけれども、各市町村という狭い地域間での人口獲得、また、企業誘致や移住・定住、これを考えていくことには限界があるというふうに私は思います。この佐久地域全体を視野にした中で、この広域連合が主体となって積極的に地方創生を進めていく、これが必要ではないかなというふうに思います。

具体的に施策を立てるに当たっては、構成11市町村全体に及ばない施策も当然出てくると思いますけれども、そこは相互に理解し合う中で、積極的にそういったさまざまな施策を展開することによって、相乗効果も生まれてきます。それによって、佐久地域一帯が振興・発展につながってくるものと思いますけれども、連合長、いかがでしょうか。

○議長（相原久男君） 連合長、柳田君。

○連合長（柳田清二君） そういった前向きな対応というものも、広域連合、せっかくこういった枠組みがあるならば、行うことがよろしいんじゃないかという御提案でございまして、そういったお考えも十分に認識をしていきたいというふうに思います。

一方で、現在における定住自立圏構想がございまして、定住自立圏における今の中心市として、私ども佐久市が中心市でありますけれども、その中において幾つもの事業展開を行っているところでございます。これに対する財政措置も、中心地に対して、あるいは、その構成する事業内容に応じて、11市町村においてその交付金を、国からの支援というものがあるわけでございます。こういったものが充実、あるいはまた機運の高まりの中で、これが定住自立圏にとどまらずに、一つ広域連合での取り組みが必要じゃないかといったものが出てきた中において、取り組む必要があるのかなど。今の、例えば企業誘致等の情報の共有であったりとか、恐らく人口移動に伴う受け皿づくりといったことも念頭にお持ちではないかというふうに思いますが、そういったものも、先ほどの話、11市町村全部で行うのではなくて、その中でまとまることのできる幾つかの市・町・村というものが対応をとっていくということも必要じゃないかというふうに……そういうことも可能なんです、実際には。そういう意味で、それにふさわしい施策等があるならば、定住自立圏というほうもあるでしょうし、必ずしも柏木議員さんのお考えを排除するんじゃなくて、そういったことが実際の実務として必要なことがあれば、検討していきたいということも考えています。

加えて申し上げさせていただくと、地方創生における計画づくり・分析というものに関しては、極めて多くのマンパワーが必要になります。一部、コンサルを使うにしても、財源も見出すものにつきましても、実際に行うとなったときの合意形成や、あるいは、財政的な見通し、あるいは、それをマンパワーとして誰がやるかということ、そしてまた知識として熟知しているという人材的

な課題、幾つかのものが課題としてあるんじゃないかなということも感じているところでございます。

○議長（相原久男君） 3番、柏木君。

○3番（柏木今朝男君） わかりました。いずれにしても、この広域連合の中で、積極的な議論をしていただく中で、ぜひ進めていただければというふうに思います。

続きまして、2の発達障害支援についてということで、認識と現状についてということで伺いましたけれども、障害者は年々増加傾向にあるということで、その人たちに対して適切な指導・支援をしていく必要があります。発達障害者への支援体制を広域的に考えていくことが、私は重要ではないかなというふうに考えますけれども、広域的に考えていくことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（相原久男君） 連合長、柳田君。

○連合長（柳田清二君） 行政の課題としては、大変大きいことだなというふうに思います。

先ほど柏木議員さんのお話になった、今45歳を境に、発達障害という認識のあった時代と、なかった時代ということがありました。つきましては、昨今、ある意味でいうと、社会的な指摘もあったり、研究が進む中において、発達障害というものが広く認知をされて、対応ということが求められる時代になってきたと思うんです。そういったものというのは、これからもそういうものがありましようし、あるいは、これまでも、今までには余り認識されていなかった社会課題というものが出てくるものもあるんだろうと思います。そういった中において、どういった自治体が、どの職務を分掌していくかということ、大変大きな課題だろうと思うんです。そういう中で、今、この発達障害に対しての対応というのは、それぞれの市町村も行き、都道府県も行きということで広がってきていますが、とてもとてもそれに追いつかないということが現状なんじゃないかなというふうに思います。そういった中において、課題等について広域で対応することが、そのこと自身が有効であるものとしてあれば、そういった発想にもあろうかと思えますし、それぞれの発達障害にかかわりのある佐久圏域障害者自立支援協議会といったテーブルの中においても、実情の把握というところから出てくるのかなというふうに思います。

今のお話の中で、私はごみ屋敷という認識は余りなかったですけども、そういう面もあるのかなというふうに思いました。犯罪も発達障害ということであったりとか、あるいは、社会の不適応による就職難も発達障害ということも言われますし、思っている以上に深刻な状況ということもあろうかと思えますし、大変重要な地域における課題だというふうに思っております。

こういった取り組みをする中において、県の役割というものも定めておかないと、市町村への過度の負担ということもありますので、そんなことも県としての立ち位置ということも確認をして、進めていく必要もあるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（相原久男君） 3番、柏木君。

○3番（柏木今朝男君） 2番目に新制度の設置ということでも挙げましたけれども、現在においても広域的な支援というのは行われておりますけれども、先ほども言いましたけれども、この発達障害というのは、乳幼児期から高齢期まで大変幅広い対応が必要だということもあり、相談体制とか一人一人の特性に応じた支援が求められております。そして、何より、先ほどもありましたが、支援が必要な人が増加をしている、そんなことをしっかりと見据えた中で、総合的な支援体制の充実・強化、そして、拠点施設というものの整備を計画的に進めていく必要があるというふうに思いますが、先ほどその必要性はあるということで御答弁をいただきましたけれども、支援体制の充実・強化、これを図ることはもちろんなんですけれども、その延長線上といたしますか、一番のその拠点施設というものをしっかりつくっていくことが、私は大事ではないかなというふうに思います。ぜひこの拠点施設というものを早期に検討をし、進めていただきたいと思いますが、ちょっと改めてこの辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（相原久男君） 連合長、柳田君。

○連合長（柳田清二君） それぞれの自治体で取り組んでいる様子もあると思うんです。そして、総論としては、私も異を唱えるものでもありません。

あえて申し上げさせていただくと、佐久市に療育支援センターというものもあります。これは、かなり時期を限定したものでありますし、就学前を対象にしたものでありますけれども、その中において親子で利用ということでもありますし、結果的には、この利用というものは市内にとどまらないうで、広範にわたっています。そういった形の中において、そういった機能を必要とするならば、そういったものの財源負担というものについての議論ということも行っていく必要があるだろうというふうに思っています。総論については是としながらも、その財政の負担ということについても大きな課題が残ってこようかというふうに思っております。

いずれにしても、それぞれの必要性であるとか、実情であるとかということについてを定めていく、調査をしていくことが必要であろうかと思えますし、前述の協議会との連携が必要になるというふうに思います。

○議長（相原久男君） 3番、柏木君。

○3番（柏木今朝男君） 課題はたくさんあるというふうに思いますが、この発達障害の実情も踏まえた中で、早期な検討、そして、設置ができますよう最後をお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（相原久男君） 柏木君の質問は、以上をもって終結いたしました。

これをもって一般質問は終結いたしました。

◎日程第5 議案の質疑

○議長（相原久男君） 日程第5 これより議案の質疑を行います。

初めに、議案第16号 専決処分の報告についての質疑を行います。順次、発言を許します。

小林議員。

○4番（小林貴幸君） 議案第16号 専決処分の報告について中でありますけれども、佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算（第3号）の1ページ、第1条、「歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万1,375円を減額し」とあるんですが、これは、歳入歳出事項別明細書を見ると、1,137万5,000円ということになると思うんですが、もし間違っているのであれば、予算書の訂正をお願いします。

○議長（相原久男君） 答弁を求めます。

事務局長、峯村君。

〔事務局長 峯村厚良君登壇〕

○事務局長（峯村厚良君） ただいま、佐久広域食肉流通センター特別会計補正予算の1ページ、第1条、「歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万1,375円を減額し」というふうになってございますけれども、大変に申しわけございません。千円の「千」が滑落しているということで、訂正をさせていただければと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（相原久男君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） これをもって、議案第16号の質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第16号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号については、委員会の付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、ここで採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認め、討論は省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号 専決処分報告書については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第17号 水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ-A型）の購入についての質疑を行います。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第17号の質疑を終結いたします。

◎日程第6 議案の委員会付託

○議長（相原久男君） 日程第6 議案の委員会付託を行います。

付託委員会につきましては、議会運営委員会で御協議願っておりますので、議案付託表のとおり付託したいと思いますのですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに決しました。

○議長（相原久男君） ここで、委員会審査のため休憩いたします。再開は、委員会審査終了次第といたします。

暫時休憩といたします。

（午後 3時05分）

○議長（相原久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 3時27分）

◎日程第7 付託議案の委員長報告

○議長（相原久男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 付託議案の委員長報告を行います。

総務委員会に付託した議案について、総務委員長から報告を願います。

総務委員会委員長、市川君。

〔総務委員長 市川稔宣君登壇〕

○総務委員長（市川稔宣君） それでは、総務委員長報告を行います。

本定例会において、当委員会に付託になりました案件について、審査の結果を御報告申し上げます。

議案第17号 水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ-A型）の購入について、当委員会は原案可決するものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（相原久男君） 議案第17号について、これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

〔総務委員長 市川稔宣君降壇〕

これより議案第17号について討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第17号 水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ－A型）の購入についてを採決いたします。

総務委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、総務委員長報告のとおり決するに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（相原久男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、総務委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第8 閉会宣告

○議長（相原久男君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

これをもって、平成28年佐久広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時30分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

佐久広域連合

議 会 議 長 相 原 久 男

署 名 議 員 嶋 崎 稔 夫

署 名 議 員 浅 井 正 昭